

中池見人と自然のふれあいの里  
個別施設計画

令和3年3月

敦賀市市民生活部環境廃棄物対策課

## 目次

---

1	策定の目的と位置付け	1
	（1）目的	1
	（2）本計画の位置付け	1
2	計画期間と対象施設	2
	（1）計画期間	2
	（2）対象施設	2
3	現状と課題	2
4	基本的な考え方	3
5	施設の状態	3
6	対策内容と費用	4
	（1）対策内容と実施時期	4
	（2）概算費用	4

## 1 策定の目的と位置付け

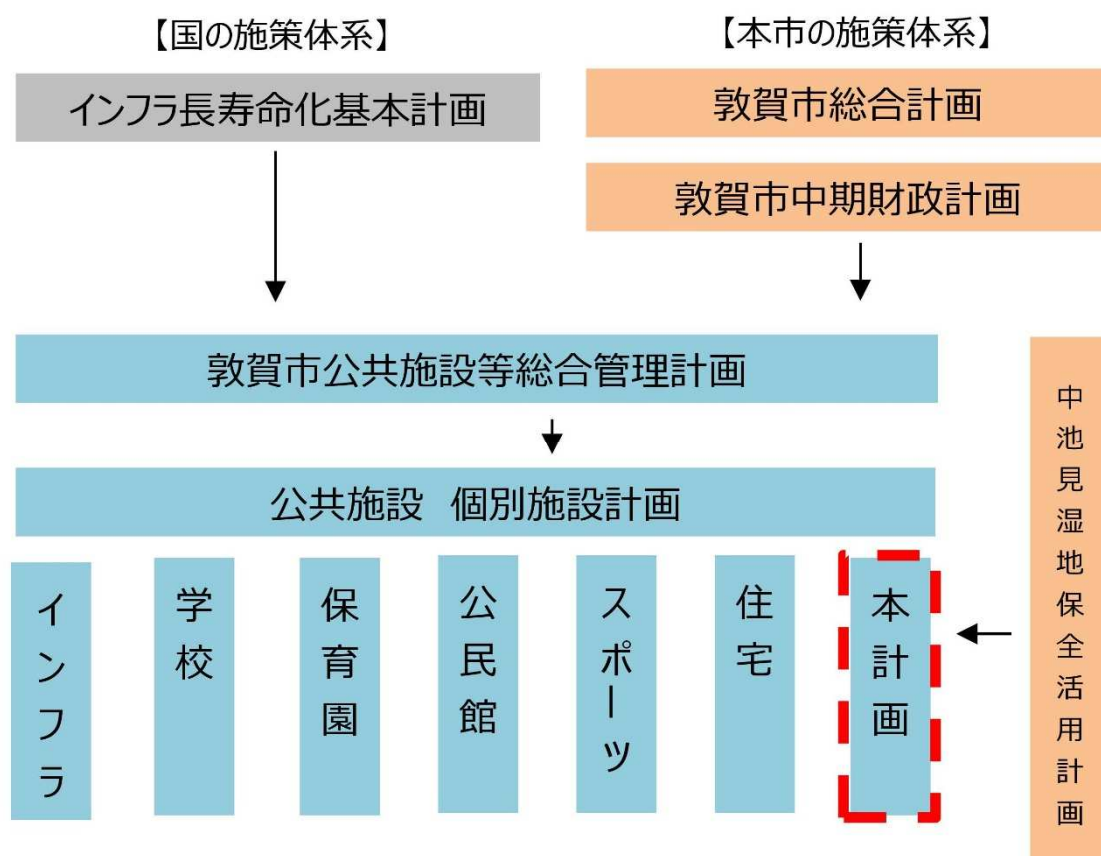
### (1) 目的

本計画は、平成29（2017）年1月に策定された敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、中池見人と自然のふれあいの里の管理に関する具体的な対応方針を述べることを目的としています。

### (2) 本計画の位置付け

本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の下位計画となります。  
また、中池見湿地保全活用計画との整合的な運用を目指します。

図表1 本計画の位置付け



## 2 計画期間と対象施設

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の改訂や社会環境等の変化等を踏まえ、適時見直しを行います。

### (2) 対象施設

本計画の対象施設は、中池見人と自然のふれあいの里（藤ヶ丘駐車場案内所・トイレ棟、ビジターセンター及び展示古民家）です。

図表2 対象施設概要

施設名称	地区	運営形態	延床面積 (㎡)	代表建築	経過年	耐用年数	残耐用 年数
中池見人と自然のふれあいの里	東郷	一部委託	586	2000	19	24	5

## 3 現状と課題

中池見人と自然のふれあいの里は、平成12年、大阪ガス株式会社がビジターセンター等の建物を建築し、平成17年に敦賀市に寄附したものであるが、現在は「国際的にも重要性を認識されている中池見湿地の自然環境の保全及び自然環境を次代に継承する意識の啓発に資するとともに、その自然の美しさを広く共有する」ことを目的として、敦賀市が設置する施設となっています。（設置及び管理に関する条例第1条）

中池見湿地の保全活用については、中池見湿地保全活用計画（平成27年構想・基本計画、平成28年・実施計画）が策定されており、将来的には行政からは自立した民間団体が同計画を推進し、保全活用を行っていくことを目指しています。また、行政とNPOその他の民間主体との役割分担も定められています。

これらの条例及び計画の趣旨に照らし、中池見人と自然のふれあいの里は、施設としての安全性を確保しつつ、中池見で活動する主体に活動の場を提供していくことが期待されています。

## 4 基本的な考え方

中池見人と自然のふれあいの里は、前項記載の趣旨で設置されていますが、設置及び管理に関する条例が制定されたのは令和元年度であり、令和2年度に条例に基づく運営が開始され、現時点では公の施設としての利用実績に係るデータが蓄積されていない状況です。

このため、本計画の期間中は現状維持を図ることとしますが、施設の利用状況を踏まえ、期間経過時を目途にあり方を検討します。

また、施設として安全性を確保するため、費用に対する効果に鑑みつつ、修繕等の対応を行います。

## 5 施設の状態

中池見人と自然のふれあいの里では、消防設備点検その他の法定点検と、「敦賀市公共施設簡易点検マニュアル」に基づく目視点検を行っており、その結果は以下のとおりです。

図表3 法令点検及び簡易目視点検結果

施設名称	建築物	設備その他
中池見人と自然のふれあいの里（ビクターセンター建物）	・屋根表面スレート材にひび割れが見られ、正面玄関側軒天に雨漏りが見られる。 ・バルコニー手すり部材に朽廃が見られる。	・消防設備の一部に損耗が生じている。
中池見人と自然のふれあいの里（展示古民家建物）	・茅葺き屋根が全体に経年劣化している。	

公の施設としての安全性を確保するため、利用者に危険が及ぶものを優先し、また、費用に対する効果に鑑みて、修繕等の対応を行います。

## 6 対策内容と費用

### (1) 対策内容と実施時期

基本的な考え方や施設の状態を踏まえた、本計画期間（10年間）における具体的な対策内容と実施時期は次のとおりです。

図表4 対策内容と実施時期

施設名称	経過年数	耐用性	㎡	方向性_機能	方向性_建物	2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										検討段階
						現状維持										
中池見人と自然のふれあいの里	20		586	存続	現状維持	現状維持										決定

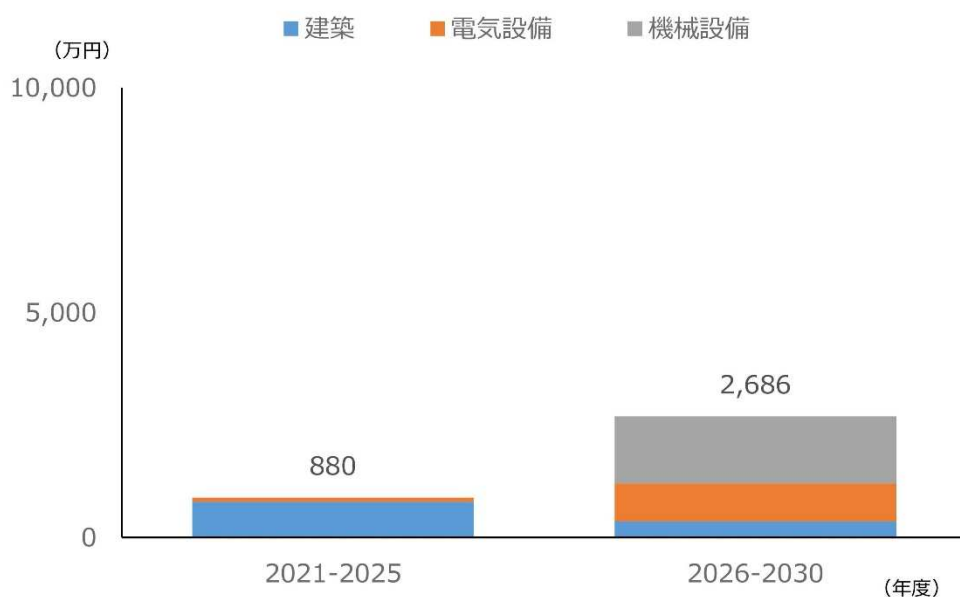
機能は存続、建物は現状維持とします。

損傷個所については、施設としての安全生保確保するため、利用者に危険が及ぶものを優先して修繕等の対応を行います。

### (2) 概算費用

本計画期間中に要する概算費用（維持管理費用除く）は、耐用年数を超えた使用を見据えた場合、建築、電気設備、機械設備合わせて3,566万円を見込んでいます。ただし、この費用のうち2026年度以降の分は機械的な試算であり、施設の状態、劣化診断等により変動します。

図表5 概算費用



※ 2026年度～2030年度分は国土交通省官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト」の㎡単価に基づく試算。